平成２５年（フ）第６６３号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目６番11号　マインドパレス須磨浦303号、従前の住所神戸市須磨区中落合４丁目２番484―201号
破産者　伊集院陽子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７１号
鹿児島県薩摩川内市都町7378番地５、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市照島4946番地２　酔之尾東団地２号棟206号
破産者　馬場　哲二
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５５号
沖縄県うるま市字江洲294番地グランシャトレ英105、開始決定時の住所沖縄県うるま市字赤道386番地４
破産者　許田　　弘
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１５７号
青森県八戸市大字河原木字小田上12番地10、開始決定時の住所青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地2079
破産者　宮澤　　章
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
秋田市八橋本町４丁目４番24号
破産者　加藤　隆也
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
秋田県鹿角市花輪字外扇ノ間63番地４
破産者　柳澤久二郎
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第５８号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保104番地の１市営住宅３―307、開始決定時の住所福島県郡山市深沢１丁目６番３号ネオハイツ荒池公園203号
破産者　渡邉由美子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３６０８号
奈良県橿原市木原町46番地の５
破産者　原田　光雄
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午後３時
平成26年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番４―608号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目16番６号
破産者　石田　弘宣
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午前10時
平成26年４月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９５４号
大阪府交野市私部１丁目８番１―303号、開始決定時の住所大阪府枚方市茄子作１丁目14番47号
破産者　美馬　　保
1　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
2　一般調査期日　平成26年６月19日午後３時
平成26年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０号
兵庫県加古川市野口町坂元641番地
破産者　伊藤　久男
1　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
2　一般調査期日　平成26年７月４日午前10時30分
平成26年４月17日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１２５号
堺市北区百舌鳥西之町１丁98番地２　陵南住宅２号棟409号
破産者　吉田　新也
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午後１時30分
平成26年４月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田2423番地
破産者　有限会社大和共栄木材
1　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
2　一般調査期日　平成26年７月17日午前11時45分
平成26年４月17日
佐賀地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第４３号
山口県防府市大字浜方23番地の３　ヴァンクールＢ棟201、前住所山口県防府市大字田島324番地の14
破産者　山田　智也
異議申述期間　平成26年６月12日まで
平成26年４月18日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１０１号
和歌山市湊1116番地
清算株式会社　西浜土地株式会社
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第１０２号
和歌山県海南市冷水325番地の10
清算株式会社　株式会社ノハラ建設
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第１２号
東京都渋谷区渋谷２丁目11番５号
再生債務者　株式会社ＭＴＧＯＸ
主文　本件再生手続開始の申立ての棄却後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年４月16日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２６年（再）第１２号
東京都渋谷区渋谷２丁目11番５号
再生債務者　株式会社ＭＴＧＯＸ
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区紀尾井町３番12号　紀尾井町ビル　長島・大野・常松法律事務所　弁護士　小林　信明
平成26年４月16日
東京地方裁判所民事第20部